

# 橋本市オープンデータ推進に関する指針

## 第1章 総則

### 1 趣旨

本指針は、橋本市（以下「本市」という。）におけるオープンデータ推進の取り組みについて、基本的な方針を定めています。

### 2 背景

国における「電子行政オープンデータ戦略」（平成24年7月4日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）及び「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日に閣議決定）を踏まえ、本市においてもオープンデータの推進に取り組みます。

### 3 目的

本市が保有する情報をオープンデータとして市民（法人その他の団体を含む。以下同じ。）に公開し、公共データの自由な二次利用<sup>\*1</sup>を促進することにより、地域課題の解決、市民・民間団体等との協働の促進を図ると同時に、行政における業務の高度化・効率化に資することを目的とする。

### 4 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) データ 電子化された情報をいう。
- (2) オープンデータ 機械可読形式で、かつ、誰もが二次利用可能である旨の著作権意思表示を行い、公開するデータをいう。
- (3) 機械可読 コンピュータによってデータを読み取ることができることをいう。
- (4) 機械判読 コンピュータによってデータを自動的に読み取り、再利用できることをいう。

### 5 適用範囲

この指針は、橋本市事務分掌条例（平成18年橋本市条例第8号）第1条に規定する部、橋本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成18年条例第219号）第2条に規定する消防本部及び消防署、橋本市上下水道部事務分掌規定（平成18年水道事業管理規定第1号）第2条に規定する課及び場、橋本市民病院、出納室、橋本市教育委員会事務局組織規則（平成18年教育委委員会規則第4号）第2条に規定する教育委員会事務局、橋本市立小学校及び中学校設置条例（平成18年条例第105号）第1条に規定する小学校及び中学校、選挙管理委員会事務局、監査委員会事務局、農業委員会事務局並びに議会事務局に適用する。

## 第2章 オープンデータ推進の基本的な考え方

### 1 オープンデータ推進の意義

#### (1) 地域課題の解決

地方公共団体の規模や地域性により抱える地域課題は多様であるが、まずは各地方公共団体で共通性のあるテーマや、住民のニーズが高いテーマに優先的に取り組むことにより、先行事例を参考とした効率的なオープンデータの取組を図るとともに、他の地方公共団体のデータと組み合わせることも容易になることから、本市オープンデータの相乗的な利用価値の向上による地域課題の解決への寄与が期待される。

#### (2) 市民・民間団体等との協働の促進

オープンデータの活用が進展し、市民や民間団体等と情報共有が図られることで、本市における地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けて、市民や民間団体等からのアイデアを得ることの礎となることが期待できる。これにより、市民の市政への参画意識が高まり、さらなる市民参加、市民協働が促進される。

#### (3) 行政における業務の高度化・効率化

本市政策決定等において、オープンデータを用いて効率的に、横断的な検索・集計等分析することで業務の高度化が図られるとともに、庁内におけるデータ利用に関する手続きの簡略化やデータの検索性の向上により、本市業務を効率化し、より優先度の高い業務へ注力することが図られる。

### 2 オープンデータ推進の基本原則

(1) 本市が保有する情報は、法令、条例等による制約がある情報を除き、積極的にオープンデータとして公開する。

(2) 費用対効果等について十分考慮し、可能なデータから速やかにオープンデータとして公開する。

(3) できる限り機械判読可能な形式で公開する。

(4) 営利目的又は非営利目的であるかを問わず活用を促進する。

### 3 オープンデータ推進の体制

オープンデータ推進は、最高情報統括責任者を本部長とする高度情報化施策推進本部のもと全庁的な体制によって推進する。

また、全庁的な普及及び理解を図るため、職員に対する研修等を実施する。

## 第3章 オープンデータ推進に関する取組みの方向性

### 1 公開対象

(1) 本市ホームページで公開しているデータ（オープンデータを除く。）については、原則としてオープンデータ化の対象とする。

ただし、個人情報<sup>※2</sup>及び具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められない

ものについては、オープンデータ化の対象から除く。

- (2) 本市ホームページで公開していないデータについては、市民ニーズを考慮した上で、可能なものから順次オープンデータ化を進めるものとする。
- (3) 積極的にオープンデータ化を推進する項目
  - ア 防災・減災情報、地理空間情報、統計情報、予算・決算・調達情報
  - イ 市民・事業者等からの利用ニーズや問い合わせが多い情報
  - ウ 本市の主要施策に関する情報や、積極的に広報を行う必要がある情報

## 2 公開内容

- (1) オープンデータは迅速に公開するとともに、公開したデータ内容に変更等があった場合は、適時最新のデータを追加するものとする。
- (2) 公開に当たっては、本市オープンデータの利用者（以下「利用者」という。）の視点に立ちながら、明瞭性、利便性等に十分配慮する。
- (3) オープンデータは、人が見ること又は読むことに適したデータ構造及び形式ではなく、より二次利用しやすいデータ構造及び形式で公開するものとする。

## 3 公開方法及び公開基盤の整備

オープンデータは、本市ホームページに掲載することにより公開するものとし、利用者の利便性を高めるため、データカタログ<sup>※3</sup>を整備する。

# 第4章 オープンデータのルール

## 1 著作権意思表示

### (1) 意思表示の方法

オープンデータとして公開する情報は、原則として二次利用を認めることとする。二次利用が可能であることを分かりやすく表示するため、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス<sup>※4</sup>（以下「CCライセンス」という。）を使用する。

### (2) 表示ライセンス

本市が著作権を有する著作物の利用（複製，公衆送信，翻訳・変形等の翻案等）については、個別に定めのある場合を除いて、CCライセンスの表示 2.1 日本（<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/legalcode>に規定される著作権利用許諾条件を指す。）によるものとする。

## 2 データ形式

オープンデータ化するデータについては、可能なものから、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（CSV<sup>※6</sup>形式）での公開を行う。なお、他のデータとの横断検索等が容易であるなど、より二次利用に適したデータ形式（XML<sup>※7</sup>形式、RDF<sup>※8</sup>形式等）での公開についても、導入を検討する。また、データの構造については、国において用語やその定義の標準化の取組が進められていることから、その状況を踏まえて対応を検

討する。

なお、写真等の画像データは、JPEG形式で公開するものとする。

### 3 二次利用のための情報等の周知

二次利用のために必要な情報（利用条件、免責事項等）は、利用規約等で明記するものとする。

## 第5章 活用促進のための取組み

### 1 補足情報の提供

オープンデータの公開に当たっては、当該データの情報の時点や更新日等の補足情報を、可能な限り提供する。

### 2 利用ニーズに応じたデータ公開

#### (1) 意見等を受け付ける仕組みの整備

オープンデータに関する利用ニーズ等を積極的に把握するため、データカタログサイトに利用者の意見、要望等を受け付ける仕組みを整備する。

#### (2) 要望等への速やかな対応

利用者等から、オープンデータの使い勝手やオープンデータとしての公開を求める要望等が寄せられた場合は、対象データの所管局等において速やかに対応の可否を検討し、可能な限り当該要望を踏まえた取組みを進める。

### 3 活用事例の紹介

市民が本市のオープンデータを活用した新サービス等を創出した場合は、当該サービス等がオープンデータ推進の意義に沿うものかどうかを判断した上で、データカタログサイト等において積極的に紹介する。

### 4 先進事例の情報収集

オープンデータの利活用推進に役立つ優れた活用事例を積極的に収集し、取組可能なものは積極的に展開する。

### 5 オープンデータの推進に適したデータ等の取得

各所属が取得するデータや委託・請負契約の締結に当たっては、契約の成果物をオープンデータとして公開することを考慮し、二次利用しやすいデータ形式での納品を検討するとともに、著作権等の取扱いについて、受託業者との間で問題が発生することのないよう、必要な事項を契約条項等に記載するなど、オープンデータとして公開し二次利用が可能となるよう、取組を進めるものとする。

### 6 本指針の改訂

本指針の内容は、国におけるオープンデータ推進の方向性が示された場合やICT関連

技術の進展等に応じて、随時改訂 していくものとする。

#### 附 則

この指針は、平成 27 年 3 月 2 日から施行する。

【注釈】

※1 二次利用

情報や資料等を引用・転載・加工等を行うなどして利用すること。

※2 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

※3 データカタログ


ホームページ等で情報が散らばっているものを1ヶ所にまとめて、検索性を高めたもの。データのリンク集。

※4 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするためのパブリック・ライセンスの一つで、国際的に利用されている。ライセンスは6種類あり、「商業利用を許可するか（許可/不許可）」、「改変を許可するか（許可/不許可/許可するが同一ルール利用）」の2つの利用条件の組み合わせで構成されている。

【ライセンスの種類と概要】

表示イメージ	名称	利用条件		
		出典表示	商業利用	改変
	CC-BY	必須	許可	許可
	CC-BY-NC	必須	許可しない	許可
	CC-BY-ND	必須	許可	許可しない
	CC-BY-NC-ND	必須	許可しない	許可しない
	CC-BY-SA	必須	許可	許可するが、改変されてできた二次的著作物は、この利用ルールと同一の利用ルールを採用すること。

	CC-BY-NC-SA	必須	許可しない	許可するが、改変されてできた二次的著作物は、この利用ルールと同一の利用ルールを採用すること。
---	-------------	----	-------	--

※ 5 CC-BY

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの一つ。原作者のクレジット（氏名、データのタイトル、データのURL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、翻訳、公衆送信することができるというもの。クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの中で最も自由度が高いもの。

※ 6 CSV

Comma Separated Valuesの略。カンマでデータ内の項目を区切るテキスト形式のファイルで、汎用性が高い。

※ 7 XML

Extensible Markup Languageの略。多様な情報を、情報の意味と内容に分けてテキストで記述する言語で、汎用性が高く、構造化された文書やデータの共有が容易に行える。

※ 8 RDF

Resource Description Frameworkの略。データの作成者やタイトル、更新日などのデータ自体に関する情報を記述する言語。効率的にデータの管理や検索などが行える。